

改正建築士法施行に向けた日本建築学会からの意見

2019年5月13日

日本建築学会

改正建築士法施行に向けた日本建築学会からの意見

2019年5月13日

古谷誠章(日本建築学会会長・全国建築系大学教育連絡協議会会長)

平成30年6月5日付で提出された、建築設計三会の「建築士資格制度の改善に関する共同提案」を受けて、日本建築学会は、その意見を2018年9月4日の全国建築系大学教育連絡協議会（全建教）総会、および、2018年9月25日の日本建築学会理事会で議決して表明しました。また、2018年秋には「建築士資格に係る実務経験のあり方検討会」に本会選出委員を参加させ、その検討の過程で意見を表明してきました。そして、2018年12月14日に「建築士法の一部を改正する法律」が成立・公布したのを受けて、実務経験の対象見直しに伴う「研究」の運用、および、今回の改正では見送られた二次試験（設計製図の試験）の改善の方向性の2点について、全建教に建築士資格制度検討小委員会を設置して検討を進めてきました。このたび、小委員会から中間取りまとめが提出されたのを受けて、日本建築学会として以下の意見を表明します。

1. 建築士資格にかかわる実務経験の対象実務「研究」の運用について

建築士資格に係る実務経験のあり方検討会・中間取りまとめにおいて、「建築物に関わる研究（ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る）」とされ、「研究」の成果物に紐づく実務経験が対象実務として扱われる方針が示されました。この「研究」の運用に関しては、以下の意見に留意の上で、法施行に向けた準備を進めることが望ましい。

① 基本的考え方について

「研究」の運用にあたっては、以下の4点を基本的な考え方とする。

- (1) 可能な限り外形的に判断可能な基準を設定する。
- (2) 第三者証明について、法人の代表者（学校の場合は校長又は学部長／研究科長）が実務経歴を証明する書類を作成・提出する際に、詳細証明として、指導教員または研究代表者等が関与して実質的内容を確認の上で適切な内容を記載する。
- (3) 研究に関わる自由や自律性が確保されるように、基準や運用方針が、研究に無用の干渉を生じないよう留意する。
- (4) 従来からの実務経験の対象である大学院におけるインターンシップと研究に関わる基準・運用は分離して検討する。

② 対象とする査読付き論文（対象とする成果物）の範囲について

- ・「研究」の運用にあたり「査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるもの」の対象とする成果物は、本会が直接関与する論文集等については、論文集（構造系論文集、計画系論文集、環境系論文集（総称としての通称：黄表紙））、技術報告集、JAABE (Journal of Asian Architecture and Building Engineering)、JAR (Japan Architectural Review) の4誌、および、4誌に準ずる成果物とする。
- ・「4誌に準ずる成果物」については、①4誌に準ずる掲載条件があるもの、②適切な査読プロセスが規定されているもの、③そのプロセスが適切に運用されているもの、という3つの要件を満たすものとする。
- ・「4誌、および、4誌に準ずる成果物」からなる対象とする成果物については、改正法施行に向けて初期リストを作成し、追って指定登録機関（日本建築士会連合会）に提出する予定である。なお、当該リストは実務要件の対象となる要件（建築士法の実務要件に関わる研究成果の位置付け）のみに限定して作成されるものである。また、当該リストについては、施行後の運用の過程で追加される可能性があるものとする。
- ・建築物に関わる研究成果を扱う関連学協会（土木学会、空気調和・衛生工学会など）についても、「建築物に関わる研究」の同等の水準の成果物は、本項で規定する本会が直接関与する成果物と同様に、対象とする成果物に位置付けられると考えられる。これらについては、当該学協会から指定登録機関に申し出がなされるものであるが、その際には本項で規定する内容を参照することが望ましい。
- ・なお、本会が他の学協会と共同で実施している論文発表会等で、査読等に関与しているものに限っては、上記とは別枠でリストを作成して提出する予定である。

③ 建築物に関わる研究の範囲について

- ・日本建築学会が刊行する論文集などに査読を経て掲載される研究（査読論文研究）には、建築物に関わる広範な対象を扱う研究が含まれている。一方で、建築士資格に係る実務経験のあり方検討会・中間取りまとめ（検討会中間取りまとめ）において、改正法施行に向けて実務経験の対象となる「設計・工事監理の業務及び設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務」として、「①建築物の設計、②建築物の工事監理、③建築工事の指導監督、④工事の施工の技術上の管理、⑤建築士事務所の行う業務、⑥建築・住宅・都市計画行政、⑦建築に係る教育・研究、⑧その他（大学院におけるインターンシップなど）」が列記されている。
- ・本会に関係する査読論文研究については、検討会中間取りまとめの①～⑥に関わる範囲を研究対象とする研究は、当然「建築物に関わる研究」に含まれると考えられる。また、その他にも検討会中間取りまとめの①～⑥以外を対象とする査読論文研究が「建築物に関わる研究」に含まれる可能性があるが、それが対象に含まれるかの可否は指定登録機関が判断するのが適当である。

④ 対象とする著者の範囲について

・本項で示した対象「4誌、および、4誌に準ずる成果物」からなる対象とする成果物について、それぞれ「第一著者、および、共著者」を対象の範囲とするのが適当である。

・本項で示した対象者には、一定程度大学院生が含まれることが想定される。このため、第三者証明は法人の代表者（大学院の場合は研究科長）が実務経歴を証明する書類を作成・提出することとなるので、その際に、指導教員または研究代表者等が関与して詳細証明書面を準備することが想定される。この際には、大学側への負荷を低減できるように、論文の掲載事項などにより外形的に証明するシンプルな方法を採用するのが望ましい。

・具体的には、本会でガイドラインやチェックリストを準備し、それに基づいて指導教員や研究代表者等が詳細証明を行うことで、追加的な書面を準備せずともチェックリストへの署名・捺印等のみで運用可能なシンプルな仕組みを構築することが望ましい。

・大学院生などが関わる研究については、成果物が刊行され当該研究に関わる実務を申請する時点で、既に課程を修了して所属先が変わっているケースが想定される。従って、このような場合に、当該研究に関わる指導教員または研究代表者等が関与して準備した詳細証明書面に基づいて、申請時の所属先の代表者などが第三者証明を行う運用方法についても検討することが望ましい。

⑤ 研究に関わる実務経験年数の算定方法について

・研究について実務経験として認める期間は、原則として「当該研究を行った期間」とするのが適当である。

・しかしながら、例えば、「1人の申請者が研究により申請できる実務について、原則として、年度あたり成果物1報かつ実務年数1年を上限とする」などの上限規定を設けることで、過度に弾力的な運用となるリスクを抑制するとともに、関係者の負担を低減したシンプルな運用が可能となると考えられる。

・運用にあたっては、従来は実務経験の対象が乏しかった博士課程在学者や若手の研究者等への対応に配慮が求められる。また、基本的考え方に基づいて、可能な限り外形的に判断可能な基準を設定するとともに、あわせて研究の自律性を尊重することへの配慮が求められる。

⑥ 研究に関わる制度の運用について

・本項で示した意見は限られた時間内での検討に基づいて、主に建築物に関わる研究を実務経験の対象とする場合の条件の設定について、意見を取りまとめたものである。従って、今後も検討を継続し、対象とする成果物のリストなどの成果を取りまとめて、本会より追って指定登録機関に提出する予定である。

・改正建築士法の施行に向けては、指定登録機関とも協議の場を設けて、協力・連携しながら、施行前の準備および施行後の運用にあたることが望まれる。

2. 二次試験の改善の方向性について

建築設計三会の「建築士資格制度の改善に関する共同提案」では、「製図試験が設計実務に即したものとなるよう、CAD による試験の導入を検討する。」ことを提案している。コンピューターによる作図、さらに BIM が求められつつある実社会の現状に対し、T 定規や平行定規を用いた手描きによる設計製図が行われている現在の二次試験に改善が必要なことは、議論を待たない。しかしながら、それを単純に CAD によるものに置き換えることには、技術的にも理念的にもまだ議論すべきことが多々残されている。設計製図の試験の内容の変更は、大学における製図教育に大きな影響を与えるものなので、今後、改善を検討する上では、本会も参画して、建築設計三会や関係諸団体・機関とも、中期的課題として議論を継続していく必要がある。以下では、このような前提に基づいて、現状の課題の整理と今後の方向性の展望を試みている。今後の検討にあたっては、これらの点に留意の上で、より本格的な検討を進めることが望ましい。

① 現状の課題について

- ・建築士の教育要件を満たす教育プログラムを提供する高等教育機関（大学等）では、CAD 等の ICT 技術を用いた建築教育が行われているが、各大学で採用されているソフトや教育内容・教育方法は一律ではない。そして、実社会においては一般的に 2 次元および 3 次元 CAD が実務に用いられているのに加えて、一部では BIM の導入が進んでおり、今後は設計・施工・維持管理の各段階で BIM を含めた 3 次元技術の活用がさらに進んでいく可能性が高い。従って、手描きによる現行の「設計製図の試験」と教育や実務の実態に乖離が見られ、相互の整合や接続に課題がある。

- ・現行の「設計製図の試験」（一級建築士試験：1 課題、6 時間 30 分）は、「あらかじめ公表された課題の建築物についての設計図書の作成をする」という出題形式の試験だが、その出題内容および合格者に求められる水準が高度化したため、本来求められるべき水準を超える特殊な内容のものとなっているという懸念がある。結果として、実務とは別に受験に特化した特殊な勉強を行わなければ建築士試験に合格することが難しいとの認識が、一般化しつつある。

- ・建築士法改正により、実務経験が受験要件から免許登録要件に変更されたことに伴い、必要とされる実務経験を完了する前の時点で製図試験を受験するケースが相応の割合となることが予想される。一級建築士試験の場合、最短では、学部卒業の翌年に（大学院修士 1 年在学時点で）、設計製図の試験を受験する可能性がある。そのように実務経験が限定的な段階の受験生が一定程度含まれるという前提で考えると、現行の設計製図の試験については、その形式、内容、水準などについて改善すべき点がある。

- ・建築士法改正による受験機会の早期化によって、学部卒業の翌年から受験可能となるため、大学院を含む大学教育に直接的な影響を懸念する意見が多く見られている。従って、設計製図の試験の改善にあたっては、大学が単なる受験予備教育に偏らないようにする配慮も必要との意見を本会から表明済みである。

② 二次試験（設計製図の試験）の内容や水準について

・二次試験の内容と水準は、従来は受験要件である学歴要件等と実務要件を完了し、一次試験（学科試験）を合格したものを対象として、「建築士が本来身に付けておくべき知識と能力（建築基準法等が定める最低の基準に準拠した図面を作成できる能力）」を獲得しているかを実技試験で確かめるものだが、現在の二次試験の内容と水準は、法が最低限求めている内容や水準に照らしたとしても、いささか過大なものとなっていると言わざるを得ない。

・今回の建築士法改正により受験機会が早期化し、一次試験の合格を経て二次試験を受験する受験生に、実務経験が限定的な段階の者が一定程度含まれることも前提として（実務要件を完了した者に対する考査でなくなったことを前提として）、二次試験の内容と水準を「建築士が本来身に付けておくべき知識と能力」に照らして適切なものとするための改善が必要である。

・二次試験は1年に1回の特定の期日に実施されるため、受験生にとっては「年1回の一発勝負」となっていることも、特殊な勉強を行わなければ合格することが難しいという状況に拍車をかけていると考えられる。従って、受験機会を増大させるために、試験の形式や実施方法の改善を合わせて行うことが重要である。学科試験と製図試験の一体性を見直して、学科試験と製図試験を分離実施したり、二次試験の受験機会を増加したり、科目ごとの受験を認める並列化を行うなどにより、受験機会増大のための改善を推進すべきである。

・二次試験の内容と水準の改善は、「建築士が本来身に付けておくべき知識と能力」の議論をしっかり行った上で、教育と実務の双方の間の整合や接続も考慮して、検討していく必要がある。従って、本会も参画した上で、建築設計三会や関係諸団体・機関とも連携して、検討を進めることが望ましい。

・なお、本項で示した二次試験の内容と水準の適切化は、一次試験（学科試験）の内容と水準の適切化とも連携して行われることが望ましい。

③ 二次試験（設計製図の試験）で問うべき能力の分離について

・現行の「設計製図の試験」を「建築士が本来身に付けておくべき知識と能力（建築基準法等が定める最低の基準に準拠した図面を作成できる能力）」を確認するためのものと位置付けられているという前提で捉えた場合でも、そこには、「計画・設計能力を問う部分」と「製図能力を問う部分」の双方が含まれている。従って、二次試験の改善にあたっては、「計画・設計能力を問う部分」と「製図能力を問う部分」に分離した上で、それぞれについて適切な水準の能力が獲得されているかを、適切な形式と内容の試験等で確認するかたちに改善すべきである。

・「計画・設計能力を問う部分」については、複雑なCADによる製図試験を実施せずとも手描き（フリーハンド）ドローイングやダイアグラムなどでも能力を確認することが可能である。また、もしデジタル化が必要であれば、タブレット等を用いたより簡易的

な方法で導入することや常設のテストセンター等での CBT (Computer Based Testing) によっても導入することが可能と考えられる。

・「製図能力を問う部分」については、近年の情報技術の進歩の状況や設計実務において 3次元 CAD や BIM が既に一定程度普及していること、そして、大学での CAD 等の ICT 技術を用いた建築教育が進んでいることを前提とすると、現在実施されている手描きによる設計製図の試験を、そのまま 2次元 CAD による設計製図の試験へと移行させるのが適切な選択肢であるとは考えられない。加えて、受験生への公平性の確保の観点からは、全国の受験会場での PC 環境の確保などの課題も解決が困難と考えられる。本項で示した状況も踏まえて製図能力を問う部分については、試験のみで能力を問うのではなく、質保証を伴う実務研修等の導入により確実な製図能力の獲得を目指すべきであると考えられる。加えて、製図教育のアウトカムを含めて質保証のなされている教育プログラム (JABEE 建築系学士修士課程など) の修了生については、その達成度を適切に製図能力として評価することも検討すべきである。

④ 今後の展望について

・「一級建築士」の職能については、建築士法に基づき建築物の設計・工事監理に関する業務独占を行う資格であることを前提としながらも、国内外の近年の潮流を踏まえて、その職能の発展性や国際通用性の向上を視野に入れた検討が必要である。

・国内では、建築基準法を中心としながらも、単体の建築物を超えて、都市、土木、ランドスケープなどの隣接領域との連携を視野に入れる必要がある。また、今回の建築士法改正で対象実務が企画、管理・運営、調査・評価にも拡大されたことを踏まえて、その職能範囲の広がりを視野に入れた対応が必要である。さらに、国際的には、SDGs や UNESCO-UIA 建築教育憲章などにも示されるグローバルな課題に対応するために、建築士の持つべき職能倫理や行動規範なども十分に意識されるべきである。

・アジアにおける専門資格としての発展性も視野に入れて、一級建築士資格システムの国際通用性の向上についても配慮が必要である。その教育要件、実務要件、試験要件の構成や接続については、国境を越えてその本質的同等性が相互に認められることで、次代を担う人材のモビリティが担保されるように、中長期的展望を持って改善を検討すべきである。なお、この点については、米国や欧州などの資格システムの改善動向なども視野に入れて、検討を進める必要がある。

・建築士資格システムの改善にあたっては、資格要件に関係する団体・機関等の対話・協力・連携が欠かせない。従って、全建教においても開かれた場での議論を深め、加えて建築設計三会を含む諸団体・機関等との議論を継続していく必要がある。

以上